

処 分 基 準

令和7年3月27日作成

法 令 名 : 質屋営業法
根 拠 条 項 : 第25条第1項
処 分 の 概 要 : 質屋の許可の取消し、質屋営業の停止命令
原権者 (委任先) : 京都府公安委員会
法 令 の 定 め : 質屋営業法第3条 (許可の基準)
処 分 基 準 : 別紙「質屋営業法に基づく営業停止命令及び許可の取消しの基準」のとおり。
問 合 せ 先 : 生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室防犯営業係 (電話 075-451-9111 内線3032)
備 考 :